

## 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 794 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 10 月 17 日

株式会社エルアイイーエイチ  
株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズ

2024年10月17日

東京都中央区銀座八丁目9番13号  
株式会社エルアイイーエイチ  
代表取締役社長 下岡 寛

東京都港区東新橋二丁目1番6号  
株式会社フェニックス・エンターテイメント・  
ツアーズ  
代表取締役 目黒 光紀

株式会社エルアイイーエイチ（以下、「エルアイイーエイチ」といいます。）と株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズ（以下、「フェニックス社」といいます。）は2024年9月24日に両社間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年10月17日を効力発生日として、エルアイイーエイチを株式交換完全親会社、フェニックス社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第794条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2024年10月17日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）  
会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったフェニックス社の株主はありませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）  
会社法第785条の規定に基づく請求を行ったフェニックス社の株主はありませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）  
該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）  
該当事項はありません。
- (2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）  
本件株式交換は簡易株式交換であり、エルアイイーエイチの株主による株式買い取り請

求はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

会社法第799条の規定による異議を述べたエルアイイーエイチの債権者はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数（会社法第791条第1項第2号、会社法施行規則第190条第4項）

本件株式交換によりエルアイイーエイチが取得したフェニックス社の株式の数は普通株式162,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) エルアイイーエイチは、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したエルアイイーエイチの株主はありません。
- (2) フェニックス社は、会社法第783条第1項の規定により、2024年9月24日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) エルアイイーエイチは、本株式交換に際して、本株式交換によりエルアイイーエイチがフェニックス社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時のフェニックス社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式1株につきエルアイイーエイチの普通株式87株の割合をもって割当交付いたしました。エルアイイーエイチが割当交付した普通株式の合計は14,094,000株です。
- (4) 本株式交換により増加したエルアイイーエイチの資本金および準備金は以下のとおりです。  
①資本金：0円  
②資本準備金：会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額  
③利益準備金：0円

以上